

橿原市立図書館資料の公開制限に関する要綱

(平成11年3月30日教育委員会告示第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原市立図書館の管理運営に関する規則(平城8年橿原市教育委員会規則第4号)第5条の2に規定する慎重な取扱いを要する図書館資料の公開制限について必要な事項を定め、もって図書館資料の適正な利用を図ることを目的とする。

(公開制限資料)

第2条 橿原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次の各号のいずれかに該当すると認められる図書館資料について、図書館運営委員会に諮問した上で、公開制限資料として指定し、公開を制限することができる。

- (1) 人権又はプライバシーを侵害するもの
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈又は寄託幣料のうち、寄贈者又は寄託者との協議により - 一般公開資料としな買ったもの

(非公開の原則)

第3条 公開制限資料は、非公開とする。

2 教育委員会は、公開制限資料について、公開制限資料であること、公開制限の事由及び公開制限期間等必要事項を表紙の裏の明示し、他の図書館資料と区別して保管しなければならない。

(公開制限期間)

第4条 公開制限資料の公開制限期間は、10年とする。

2 教育委員会は、前項に規定する公開制限期間を経過した公開制限資料について、公開制限資料とする事由が消滅したと認められるときは、図書館運営委員会に諮った上で、公開制限資料の指定を解除するものとする。

3 前項の場合において、公開制限資料とする事由が消滅していないと認められるときは、当該公開制限資料は、更に10年の公開制限期間を経過しなければならない。

4 教育委員会は、公開制限資料とする事由に大きな変化が生じたと特に認められるものについては、第1項又は前項の公開制限期間を経過する前であっても、図書館運営委員会に諮った上で、公開制限資料の指定を解除することができる。

(守秘義務)

第5条 教育委員会の職員及び図書館運営委員会の委員は、職務上知り得た公開制限資料の内容をみだりに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、公開制限資料の指定が解除されたときは、この限りでない。

(閲 覧)

第6条 教育委員会は、その利用目的が、学術研究、鞍料調査等で特別に必要があると認められるものに限り、第3条の規定にかかわらず公開制限資料の閲覧を許可することができる。

2 公開制限資料の閲覧の許可を受けようとする者は、公開制限資料閲覧許可申請書（別記様式）を提出するとともに、住所、氏名等が確認できる身分証明書等を提示しなければならない。

(閲 覧 場 所 等)

第7条 公開制限資料の閲覧は、館長が指定した場所で行わなければならない。

2 公開制限資料は、複写できない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月31日から実施する。

別記様式（第6条関係）

公開制限資料閲覧許可申請書

年 月 日

檀原市教育委員会 殿

ふりがな	
申請者氏名	印
申請者住所 又は勤務先	電話番号
閲覧目的	

下記の公開制限資料を閲覧したいので申請します。閲覧に当たっては誓約事項を遵守します。

請求記号	資料名	著者名	発行所

誓約事項

- 1 係員の指示に従い、指定された場所で閲覧します。
- 2 閲覧目的以外の利用はしません。
- 3 資料の取扱いには、十分注意します。

閲覧目的は詳細に記入すること。